

投資入門 Q&A

中国企業の持分取得にかかる手続きと留意点

Q. 中国現地企業の買収案件を進めています。デューデリジェンス(DD)が完了し、持分評価も終え、売り手との交渉もまとまりつつありますが、その後の手続きについて教えてください。

今回のテーマは、中国 M&A における手続き関係についてです。これまでの記事で、参入可能な業種の確認から始まり、外資規制・現地の情報収集・企業形態の検討・デューデリジェンス(DD)・持分評価と、M&A プロセスの順に解説してきました。本稿では、売り手との合意以降、中国において外資企業が現地企業の持分を取得するために必要な手続きについて順を追って紹介します。

1. 持分譲渡契約書(SPA)の締結

売り手との交渉がまとまり、合意内容の大筋が固まったところで、持分譲渡契約書(SPA)の文言を摺り合わせます。SPA は行政手続において政府機関に提出する必要があるため、中国語版を用意する必要があります。SPAに記載しなければならない内容は、「外商投資企業の出資者持分の譲渡に関する若干の規定」(対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局 [1997] 外経貿法発第 267 号)に規定されています。

また SPA には、DD で発見されたリスク事項に対応するため、表明保証条項を盛り込むことが必要になります。表明保証条項とは、これに記載された事項が発生・判明した場合のリスクを売り手と買い手のいずれが負担するかを定める規定であり、これに違反しないことが取引実行の前提条件となるもので、違反した場合は補償事由となります。中国現地企業においては、社会保険料の納付不足や税務リスクのほか、土地使用权が合法的に具備されていないケース、資産の私的流用がおこなわれているケースなど様々なリスク事項が潜在するため、DD の発見事項を踏まえ SPA 上でどのように手当するか、法律専門家と十分に協議する必要があります。

2. 対価の支払い

SPA の締結後、持分買収に係る対価を支払います。対価の支払いには米ドル等の外貨のほか、人民元による支払いも可能となっています(詳細は、デロイト トーマツ中国サービスグループ編「中国の投資・会計・税務 Q&A(第 6 版)」「Q1-40 クロスボーダー人民元取引」をご参照ください)。また、持分買収の対価は現金の他、

一定の条件を満たした株式を対価とすることも認められています(「外国投資者の国内企業買収に関する規定」(2006年第10号)第27条以下)。

対価の支払いについて、必要な行政手続が完了する前に対価を支払うのは買い手から見れば抵抗があり、一方で売り手の中国企業としては株主変更登記まで完了してからの対価受領では遅すぎるとの考えから、支払いタイミングに関して売り手と買い手の意見が対立することもあります。そのような場合にはエスクロー口座(第三者預託口座)を利用した決済を用いることも可能です。中国でも外資企業が利用可能なエスクロー口座を扱う銀行がありますので、利用する場合には条件や取引不成立の場合の取り扱いなど、銀行と協議することが望ましいと考えます。

3. 定款の変更

中国現地企業の買収に伴い内資企業が外商投資企業に変更となる場合や、外商投資企業の株主が変更する際には、定款の変更も併せて必要となります。定款に必ず記載しなければならない事項は、会社法に加え、「中外合弁企業法実施条例」「外資企業法実施細則」に合弁企業及び独資企業それぞれの内容が規定されています。

4. 行政手続

中国国内で企業買収を行い、持分権者としての権利を行使するには、SPAによる当事者間の合意だけでなく、一定の行政手続が必要となります。なお、最近の外資参入に関する規制緩和により、関連する手続について従来から大きな変更が予定されています。

① 商務部に対する手続

中国内資企業の持分が M&A により外資企業に保有され外商投資企業となる場合には、先述の「外国投資者の国内企業買収に関する規定」に従い、商務部の認可を取得する必要があります。投資総額及び外商投資産業指導目録の業種分類により、投資総額 3 億米ドル以下の奨励類・許可類の外資投資企業の設立・変更は地方商務主管部門が審査・認可を行うことと定められています。

これに関して、2016年9月3日、全人代常務委員会により、「外資企業法」含む4つの法律に関する改正が行われ、外商投資企業の設立時に要求されていた審査・認可事項(中国語で「審批事項」)が、2016年10月1日より届出による管理(中国語で「備案管理」)に変更されることとなりました。また同時に、「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法(意見募集稿)」も公表されています。これは自由貿易試験区において試行されている、「ネガティブリスト」と呼ばれる業種分類リストに記載されていない業種の外資投資プロジェクトを認可制から届出制に変更するという規制緩和を、中国全土に展開するものです。これにより商務部における手続が大幅に短縮されることとなります(詳細は本号記載の関連記事をご参照ください)。

② 工商行政管理局における工商登記

2016年9月時点での現行法では、新規設立された外商投資企業は、商務部による批准証書を受領してから30日以内に、所在地の工商行政管理局において工商登記を行う必要があります。工商登記を行うと「営業許可証」が発行され、発行の日が当該企業の設立日となります。

現行法では工商登記に際し批准証書の提出が求められているため、工商登記は商務部の批准後でなければ行えませんが、先述の外資企業法の改正及び「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法」施行後は、商務部への届出と工商登記の順番は前後どちらでも可能となります。

③ その他

上記のほか、税務登記、組織機構コード、税関、外貨管理局、基本口座、社会保険登記、住宅積立金登記の株主変更に関する登記更新が必要となります。なお、2015年10月1日以降、登記済みの企業は、営業許可証・税務登記証・組織機構コード証の三証書が統一された新しい営業許可証に切り替える必要があります。これが実施されていれば、上記三証書については工商行政管理部門へ必要書類を提出し営業許可証を発行してもらうのみで、企業の登記変更が完了することとなります(三証書統一の詳細は、「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」Vol.155 2015年10月号をご参照ください)。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited